

消費生活センターインフォメーション



今年も松本山雅FCと協働してホームゲームでの啓発を実施!
7月8日(土) VS 横浜FC戦 18:00 KICK OFF

- ① アンケートに答えていただいた方に抽選で豪華賞品が当たる!
 選手との写真撮影 (10組)・松本山雅オリジナルグッズ (6名)・クリアファイル (2,000名)
 - ② 特殊詐欺被害防止啓発ミニ講座 (ピッチにて)
 - ③ 選手出演の特殊詐欺防止啓発 CM (2017バージョン) をオーロラビジョンで放映!
- 会場に来て、特殊詐欺被害の防止意識を高めつつ、松本山雅 FC の勝利を後押ししましょう! **当日、アルウィンにお越しください!**
 (来場方法、チケットの詳細等は松本山雅 FC のホームページをご覧ください。)
 松本山雅 FC 公式サイト <http://www.yamaga-fc.com>



昨年の様子 ©松本山雅 FC

(掲載内容は予定です。)

長野県 『気づき』『声かけ』『つなぎ役』 消費生活サポーター大募集!

ストップ消費者被害!

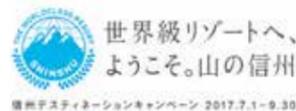
県では、消費者被害を防止するため、身近な地域や所属する団体・企業で消費生活に関するリーダーとして啓発や教育活動などをボランティアで行っていただく「消費生活サポーター」を募集します。長野県内にお住まいの満18歳以上の方なら、どなたでもご応募できます。県内では、269名の方に活動していただいています。(平成29年3月31日現在)

- 消費生活サポーターの主な活動内容**
- ◇ 地域や職場における啓発活動・消費者教育の実施
 - ◇ 消費者トラブルの相談窓口への誘導
 - ◇ 地域における消費者被害防止のための見守り活動への参加、協力
 - ◇ 県が主催する消費生活に関する講座・セミナー等への参加



詳細は長野県消費生活情報 <http://www.nagano-shohi.net/> をご覧いただくか、下記のくらし安全・消費生活課までお問い合わせください。ご応募をお待ちしています!

編集・発行 長野県県民文化部 くらし安全・消費生活課
 (平成29年6月発行) 〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1
 TEL026-223-6770 E-mail kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp



しあわせ信州

「くらしまる得情報」は長野県金融広報委員会(事務局:日本銀行長野事務所内)の協力を得て作成しています。

「くらしまる得情報」はインターネットでもご覧いただけます。
<http://www.nagano-shohi.net/>

ながのけん 暮らし 得 情報 夏号 marutoku

- 内容
- 消費生活センターにご相談ください!
 - 平成28年度県消費生活センターに寄せられた相談/特殊詐欺が今年も猛威!
 - 消費生活センターインフォメーション

事業者との契約や買い物での消費者トラブルは 消費生活センターにご相談ください!

どんな相談ができるの?

- ??? 身に覚えのない請求が届いた。
- マルチ商法でトラブルになった。
- 子どもがネットゲームで高額課金をしてしまった。
- インターネット通販で、商品が届かないなどのトラブルがあった。
- 訪問販売で、いらぬものだったのに強引に契約させられた。
- 電話で商品を勧められて、契約してしまったが、実は内容をよくわかっていない。

上記はほんの一例です。相談の傾向や詳細は中面をご覧ください!

『困った』『どうしよう』など消費者トラブルでお困りのときは、
消費生活センターにご相談ください!
消費者ホットライン ☎188 (局番なし) ※お住まいの市町村、または県の消費生活相談窓口につながります。

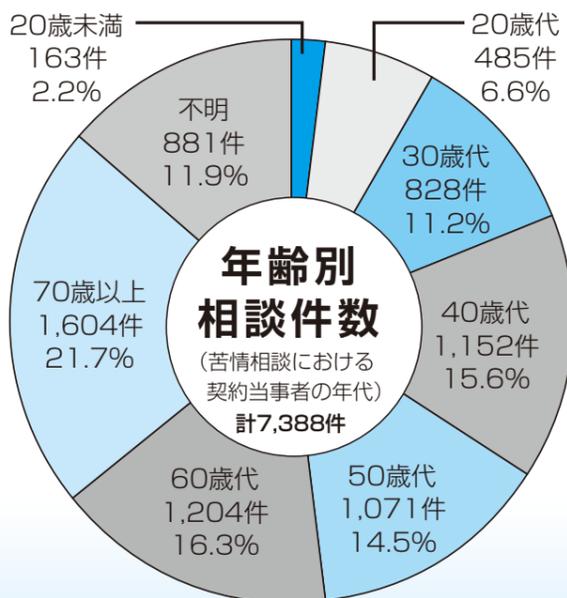
北信消費生活センター	長野市大字中御所字岡田98-1 県長野保健福祉事務所庁舎1階	☎026-223-6777 FAX:026-223-6771
中信消費生活センター	松本市大字島立1020 県松本合同庁舎4階	☎0263-40-3660 FAX:0263-40-3701
南信消費生活センター	飯田市追手町2-641-47 飯田市美術博物館隣	☎0265-24-8058 FAX:0265-21-1703
東信消費生活センター	上田市材木町1-2-6 県上田合同庁舎6階	☎0268-27-8517 FAX:0268-25-0998

平成28年度 県の消費生活センターに 寄せられた苦情相談 7,388件

※PIO-NET2015による速報値集計

商品・サービス 上位10	主な内容
①デジタルコンテンツ	アダルトサイトのワンクリック請求や有料動画架空請求、出会い系サイト
②インターネット接続回線	光回線の電話勧誘契約
③商品一般	商品名が特定できないもの(架空請求、販売・契約方法)
④不動産貸借	賃貸アパートにおける退去時の原状回復費用等
⑤工事・建築	新築工事・塗装工事
⑥フリーローン・サラ金	消費者金融など借金契約
⑦四輪自動車	新車・中古車の契約や解約
⑧相談その他	特殊詐欺、消費生活センターの業務範囲外である個人間の借金トラブルや労働相談等
⑨他の健康食品	商品名を特定できない健康食品の販売・契約方法
⑩テレビ放送サービス	公共放送の受信契約

以下、役務その他サービス(名簿削除、ウイルス除去サービス)、修理サービス(雨どいなどの建具、車、パソコン)、興信所(架空請求のトラブル解決をうたう探偵業者)、健康食品、携帯電話サービス、金融関連サービスその他(クレジットカード)、固定電話サービス、新聞(訪問での勧誘)、ふとん類 ※「商品サービス」は、第1商品キーワード(中)による分類



皆様へお願い

消費生活センターは、消費者が商品の購入や契約に関して不安なことを相談していただく機関です。専門知識を持つ相談員が、中立な立場で相談を受けています。基本的に契約者ご本人から、電話又は来所での相談をお願いしています。相談料は無料です。お住まいの市町村にもセンターや消費生活相談窓口があります。

左のグラフからも分かるように60歳以上の方の契約についての割合が高くなっています。もしご近所やお知り合いの方で、家に見慣れない商品が多い、見慣れない人が頻繁に出入りしているなど不審なことに気づいたら、ぜひご本人にセンターへ電話するようお願いください。

今年も特殊詐欺が猛威を振るっています

特殊詐欺被害認知件数

(平成29年4月末現在長野県警調べ暫定値)

	今年	昨年比(同時期)
特殊詐欺全体	67件	-18件
オレオレ詐欺	19件	-15件
架空請求詐欺	23件	-2件
還付金等詐欺	15件	+1件

- ◎架空請求、還付金等詐欺は依然として高止まりしている。
- ◎1月(5件)、2月(16件)、3月(20件)、4月(26件)と月を追うごとに件数が増加。
- ◎オレオレ詐欺は、手口が浸透してきているためか件数は減少傾向に。

平成28年に「特殊詐欺被害に遭った」方の意識調査

長野県警が、平成28年中の特殊詐欺被害者215人のうち、協力が得られた144人を対象に行ったアンケート結果

特殊詐欺という犯罪を知っていた・・・93%

⇒息子や孫などの親族をかたるオレオレ詐欺は43人中34人が、還付金等詐欺は38人中23人が「具体的な」手口を知っていながら被害に遭っています。

自分はダマされないと考えていた・・・83%

⇒このうち72%が見破る自信があったと回答。また「自分には関係ないことだと思っていた」「お金がある人がダマされると思っていた」という回答も。

こんな話がでたら・・・それは詐欺です!

使っていない通帳がありますね。口座番号を教えてください。

福祉課の職員です。医療費の還付金があります。

キャッシュカードを預かりに行きます。

携帯なくして番号変わった。カバンもなくした。

暗証番号を教えてください。

会社のお金を使い込んだ。

警察官や銀行職員を名乗っても、絶対に通帳やキャッシュカードを渡したり、暗証番号を教えない!
医療費の還付をATMで操作することは、絶対にありえません!
電話でお金の話が出たら、周囲の方や消費生活センターに相談!